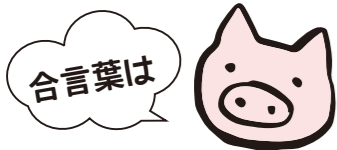
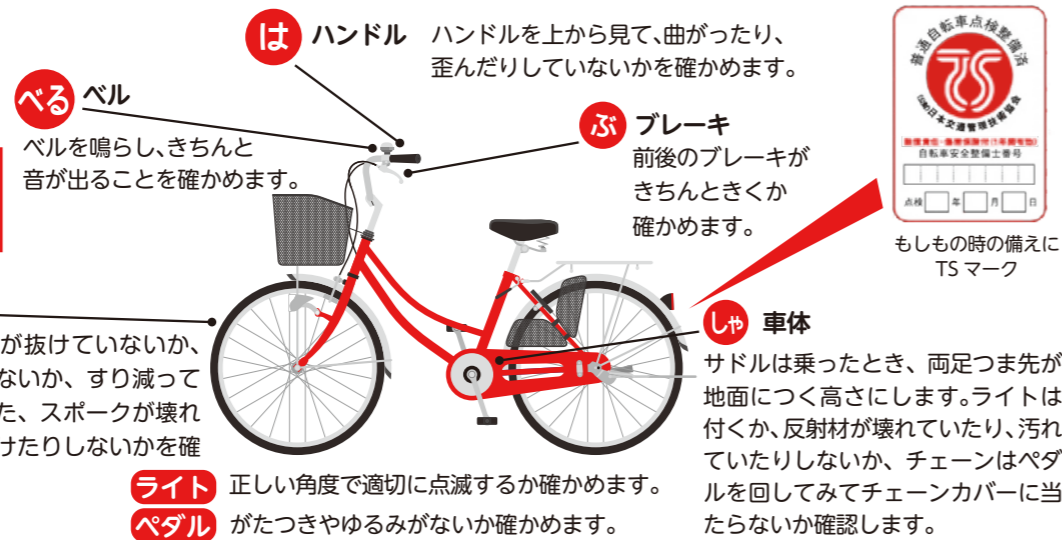


自転車を安全に利用するために、日頃から自転車を点検しましょう！



ぶ た は しゃ べ る

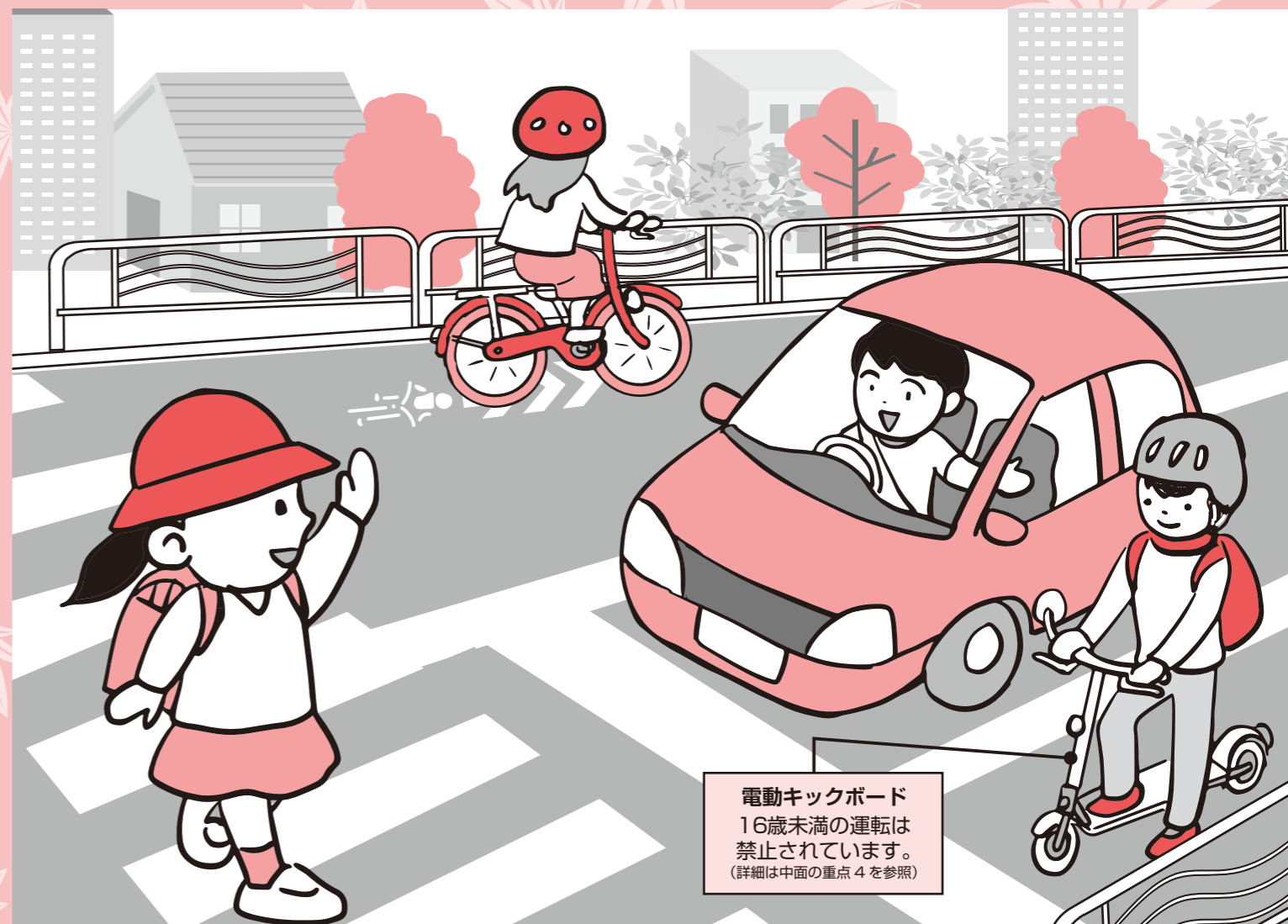


日常的な点検に加え、自転車安全整備店に自転車を持ち込み、定期的な点検や整備を行うようにしましょう。また、日頃から安全に自転車に乗ることを意識しましょう。

令和5年 秋の江東区交通安全運動

推進要領

9月21日(木)～9月30日(土)



関係実施機関・団体の推進事項

江東区

- 広報活動の推進及び関係機関・団体との連絡調整
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底
- 道路使用の適正化推進
- 道路上工事施工箇所の安全点検及び道路交通安全施設等の点検整備
- 高齢者への交通安全意識啓発の推進
- 福祉会館・老人福祉センターにおける交通安全指導と啓発活動の実施
- 保育園における交通安全教育の推進及び保護者に対する交通安全啓発活動の実施
- 自転車用ヘルメットの購入費用・点検整備費用の助成による自転車安全利用の促進

江東区教育委員会・私立幼稚園協会

- 幼児・児童・生徒等の交通安全指導と学級活動・児童会・生徒会活動等における交通安全活動への支援
- 通学路の安全点検
- 児童館・江東きっずクラブにおける交通安全指導の実施
- 警察署の協力、指導を得た交通安全実践活動の推進

各警察署・各交通安全協会

- 広報紙・広報車等での広報啓発活動
- 参加・体験・実践型の交通安全教育の推進
- 重大交通事故に直結する悪質違反の取締り強化
- 各種行事の開催
- 交通街頭活動の強化

深川・城東消防署

- 応急手当等の普及指導
- 交通事故防止の普及啓発の推進

東京国道事務所・東京都第五建設事務所・東京港管理事務所

- 交通安全施設の点検、整備の実施
- 道路使用の適正化の指導

運輸関係機関(東日本旅客鉄道(株)・東武鉄道(株)・東京都交通局・東京地下鉄(株)・東京臨海高速鉄道(株)・(株)ゆりかもめ)

- お客様に対する安全の確保と交通安全啓発活動の実施
- 職員に対する交通安全運動の趣旨徹底

深川警察署・深川交通安全協会行事

- 9月22日 通学路における保護誘導活動 (扇橋一丁目交差点)
- 9月26日 自転車交通安全キャンペーン (木場五丁目交差点)
- 9月28日 高齢者交通安全キャンペーン (深川不動堂)

城東警察署・城東交通安全協会行事

- 9月27日 トラック協会一斉街頭配置 (明治通り)
- 9月27日 カーネーション作戦 (第四砂町小学校・南砂四丁目交差点)
- 9月28日 トラックストップ作戦 (新砂一丁目)

東京湾岸警察署・東京湾岸交通安全協会行事

- 9月25日 二輪車ストップ (明治通り)
- 9月27日 トラックストップ作戦 (夢の島交差点)
- 9月30日 飲酒運転撲滅キャンペーン (管内バーベキュー場)

区役所のホームページでは、交通安全に関する情報を発信しています。下記よりアクセスできますのでご覧ください。



交通安全啓発動画リンク集



秋の全国交通安全運動

東京都のスローガン 世界一の交通安全都市TOKYOを目指して

交通安全運動をきっかけに、区民一人ひとりが交通安全に関心を持ち、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践するほか、地域における道路交通環境の改善に向けた取組みに参加するなど、みんなの力で悲惨な交通事故を防止していくことを目的としています。

- 重点①** こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保
- 重点②** 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶
- 重点③** 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底
- 重点④** 特定小型原動機付自転車(いわゆる「電動キックボード等」)の交通ルール遵守の徹底
- 重点⑤** 二輪車の交通事故防止

交通事故死
ゼロを目指す日

9/30(土)

重点① こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

保護者の方へ

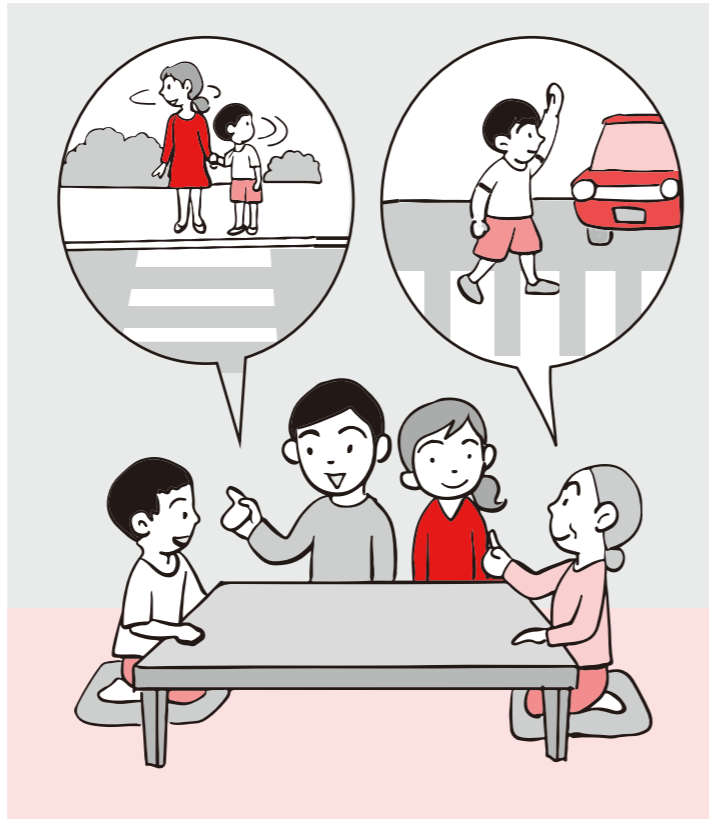
- 通学路やこどもの行動範囲にある道路と一緒に歩き、危険箇所について一緒に考え、安全確認が必要な場所をご家庭で話し合しましょう。たとえば、以下の場所に注意しましょう。
 - ・見通しの悪い道路
 - ・交通量の多い道路
- こどもは大人を見ています。まずは、皆さんが交通ルールを守りこどもたちにお手本を見せましょう。

高齢者の方へ

- 令和4年の都内における交通事故死者数の約4割を高齢者が占めており、事故の発生件数は前年よりも増加しています。
- 歩き慣れた道でも、交通ルールを守り通行しましょう。

歩行者の方へ

- 信号無視や斜め横断はやめましょう。また、横断禁止場所での横断は禁止されています。
- 横断歩道が青信号であっても、安全であるとは限りません。左右の安全確認をして、車が止まっているか、ドライバーが自身に気付いているかしっかりと確認してから通行しましょう。



重点② 夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

夕暮れ時は事故の危険性が高まります

- 歩行中の交通事故は、視界が悪くなる夕暮れ時や夜間に多く発生しています。車両運転者は早めにライトを点け、歩行者は反射材を活用し、事故発生を未然に防ぎましょう。
- 反射材は車のライトなどが当たると光を反射するため、夜間でも運転者は反射材の光を遠くから発見することができます。また、明るく目立つ色の衣服を着用することにより、運転者から発見されやすくなります。

高齢運転者の方へ

- 加齢に伴い、個人差はあるものの、視力・聴力・認知判断力など、身体機能が低下し、とっさの判断や行動ができにくくなります。走り慣れた道でも安全確認を徹底し、適度な緊張感を持って運転しましょう。
- 運転に自信が無くなったり、運転が心配と言われたりしたら、運転免許の自主返納をお考えください。

飲酒運転は絶対にやめましょう

- 飲酒運転は犯罪です。酒酔い運転は「免許取消し」の上、「5年以下の懲役又は100万円以下の罰金」が科せられます。
- 車を運転する人に酒を勧めること、飲酒している人に車を貸すこと、飲酒運転の車に同乗することも犯罪です。

全ての運転者の方へ

- 交通ルールを遵守し、歩行者や他の車両に対する「思いやり」の気持ちをもって通行しましょう。
- 全ての座席でシートベルトを着用しましょう。



重点③ 自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

自転車を利用される方へ

- 事故の被害者・加害者にならないために、『自転車安全利用五則』を必ず守りましょう。
- 東京都では、対人賠償保険等※の加入が義務となっています。事故を起こした際は、自分がけがをするだけでなく、相手にけがを負わせてしまうことがあります。これらの場合に備えて、保険等に加入しましょう。
 - ※自転車の利用によって生じた他人の生命又は身体の損害を賠償するための保険又は共済
- 令和5年4月1日から改正道路交通法の一部が施行され、すべての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。
- 江東区ではヘルメット購入費用と自転車点検整備費用（TSマーク取得費用）に対して、それぞれ最大2,000円を助成する事業を実施しています。詳細は、区HPをご確認ください。

「自転車安全利用五則」

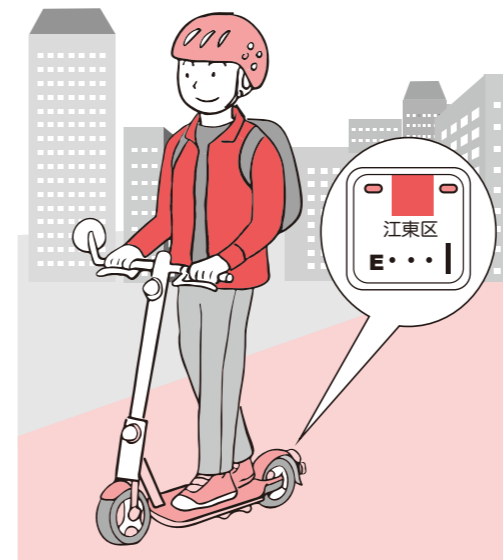
1. 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
3. 夜間はライトを点灯
4. 飲酒運転は禁止
5. ヘルメットを着用

重点④ 特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の交通ルール遵守の徹底

電動キックボードを利用される方へ

令和5年7月1日から改正道路交通法の一部が施行され、一定の基準に該当する電動キックボード等について、運転免許不要等の新しい交通ルールが適用されます。

- すべての電動キックボードが運転免許不要で運転できるようになるわけではありません。運転前にどの車両区分に該当するかきちんと確認しましょう。
- 新区分「特定小型原動機付自転車」において、歩道を通行できるのは例外で、車道通行が原則です。
- 運転免許が不要な電動キックボードにおいても、16歳未満は運転禁止です。また、ナンバープレートの装着が必要です。ナンバープレートを装着せずに公道走行すると、法令違反になります。
- 自身の安全のため乗車用ヘルメットを着用しましょう。
- 飲酒運転は悪質で危険な犯罪です。絶対にやめましょう。



重点⑤ 二輪車の交通事故防止

二輪車を利用される方へ

令和4年の江東区内の交通事故件数は1250件で、このうち256件が二輪車（原動機付自転車を含む）が関わる交通事故でした。また、交通死亡事故が1件発生しています。都内では、令和4年の二輪車乗車中の交通死亡事故での致命傷部位は、約半数が「頭部」でした。

- スピードの出しすぎ、急な進路変更やすり抜け運転は、事故を誘発します。常に細心の注意を払い、適度な緊張感とゆとりを持って運転しましょう。
- ヘルメットのおごひもは指が一本入るくらいに締めるのが適正です。ヘルメットを正しくかぶり、おごひもをしっかり締めましょう。また、胸部・腹部を守るプロテクターも着用しましょう。
- 二輪車の性能や自己の運転技量を過信することなく、カーブの手前では十分に速度を落とすなど、安全運転を心がけましょう。

